

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成 26 年度	次回見直し 予定	平成 31 年度
条 例 名	工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例				
条 例 番 号	平成 12 年神奈川県条例第 63 号	法 規 集	第 10 編第 1 章		
所 管 室 課	産業労働局産業・観光部産業立地課				
条 例 の 概 要	工場立地法第4条の2第1項の規定に基づき緑地面積率等に係る準則について定めている。				
検     討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性  〔 現在でも必要な条例か。 〕	県内町村域の工場立地が、環境保全を図りつつ適正に行われるようにするため、国の基準に代えて、一定規模以上の工場の緑地面積率等の準則を定めている本条例は、現在でも必要な条例である。			経過措置により一部の市にも、平成 24 年 3 月 27 日改正の条例が適用されている。
	有効性  〔 現行の内容で課題が解決できるか。 〕	本条例は、「さがみロボット産業特区」などにおける産業集積を目指して、町村域の工業系特定保留区域の緑地面積率等を緩和し、また、重複緑地の算入率を引き上げる見直しを平成 25 年度に行っており、現行の内容で有効に機能している。			
	効率性  〔 現行の内容で効率的といえるか。 〕	本条例で、住居・商業系地域では緑地面積率等を国の基準より引き上げる一方、工業・工業専用地域では緩和するなど、用途地域に応じて効率的な規制を課している。			
	基本方針適合性  〔 県政の基本的な方針に適合しているか。 〕	さがみロボット産業特区協議会において、企業の立地環境を改善するため、土地利用に関して県が権限を持つ規制を緩和する「県版特区」の取組の一つとして掲げた内容に沿って、平成 25 年度に改正済みであり、基本方針に適合したものになっている。			
	適法性  〔 憲法、法令に抵触しないか。 〕	工場立地法第4条の2第1項に基づき制定された条例であり、憲法、法令に抵触するものではない。			
その他					
見 直 し 結 果	① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 4 改正及び運用の改善等を検討する。 5 廃止を検討する。			理 由 等  現時点では現行条例の運用上の課題は見受けられず、改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。	